

憲法週間記念連続シンポジウム

離婚後の親子に関する
制度のあり方を考える
— 第1回 —

「親権」って、

親の権利？
子の権利？

2023.5.20 sat

13:00~16:00(開場 12:30)

大阪弁護士会館2階ホール & オンライン(Zoom)

会場定員:500名 / オンライン定員:1000名

要事前申込(会場参加のみ):5月17日(水)メ切

手話通訳・文字通訳実施予定



現在、国の法制審議会では、夫婦が離婚した後の「親権」について、いずれかの単独親権としている現行法を改正し、「共同親権」を導入するか否か、議論がなされています。

「親権」については、子の最善の利益を確保する観点から、それに代わる適切な用語を検討すべきであるとの考え方もあります。

離婚をしても父母には子を育てる責任があり、子には父母の養育を受ける権利があります。子が別居している親と安心して交流し、養育費をきちんと受け取ることができるようにするには、どのような仕組みが必要でしょうか。

離婚後の親子に関する制度のあり方について、憲法の視点も入れながら多面的に考えるため、連続シンポジウムを開催します。

是非、多数ご参加ください。

Program

第1部 講演

「親の別居・離婚と子どもの権利保障」

二宮 周平 さん(立命館大学名誉教授)

第2部 講演

「自身の経験から学んだ子どものための面会交流」

築城 由佳 さん(NPO法人ハッピーシェアリング代表)

第3部 パネルディスカッション

二宮 周平 さん(立命館大学名誉教授)

築城 由佳 さん(NPO法人ハッピーシェアリング代表)

浜田 真樹 弁護士(大阪弁護士会 2021年度子どもの権利委員会委員長)

黒田 愛 弁護士(大阪弁護士会 2022年度副会長・

家族法改正パブリックコメント意見書とりまとめ担当)

「親権」って、**親**の権利? **子**の権利?

2023.5.20 sat 13:00~16:00 (開場 12:30)

大阪弁護士会館2階ホール & オンライン(Zoom)

会場定員:500名 / オンライン定員:1000名 要事前申込(会場のみ):5月17日(水)メ切

profile



二宮 周平さん

立命館大学名誉教授、法学博士。

日本離婚・再婚家族と子ども研究学会会長、一般社団法人面会交流支援全国協会代表理事。

主著に『家族法 [第5版]』(新世社、2019)、編著に『子どもの権利保障と親の離婚』(信山社、2023) など。



築城 由佳さん

甲南女子大学卒業。

つきき社会保険労務士事務所代表。

2019年8月にNPO法人ハッピーシェアリングを設立し、離婚後の子育て支援、面会交流サポート活動を本格的に開始し、全国から相談を受け、面会交流支援を実施している。

自治体からの委託を受けて離婚前後親支援講座の講師として活躍中。

申込方法 要事前申込(会場参加のみ):5月17日(水)メ切

オンライン(Zoom)でご参加の場合

- ① 下記URLまたはQRコードからお申込みください。
https://us02web.zoom.us/webinar/register/WN_CcA8uH1MQh6ELwj_aiq8sw
- ② 事前登録が完了いたしましたら、登録完了のメールが届きます。
当日は、メールに記載されているリンク先からご参加ください。



会場でのご参加の場合

- ① 下記URLまたはQRコードからお申込みください。
https://www.osakaben.or.jp/web/entry/form.php?id=id_6412c7a672e65
- ② 会場の定員を超え、申込みを受け付けることができない場合のみ、個別に連絡を差し上げます。



- ・Zoomの操作方法等は、Zoom公式サイトをご参考ください。<https://zoom.us/>
- ・Zoomでの参加のための通信機器や通信回線等の利用環境はご自身でご準備ください。
- ・録画・録音は禁止とさせていただきます。
- ・インターネットを通じた配信については、ご利用されるデバイスや通信環境により配信できない場合や参加いただけない場合がありますので、予めご了承ください。これらの不具合については主催者は責任を負わず、サポート対応等も行いかねますので予めご了承ください。

- ・会場の定員が決まっていることから、事前申し込みをされた後、参加できなくなった場合は、上記期限までにお問い合わせ先へ申込の取り消しの旨をご連絡ください。
- ・事前に申込のない方は参加(入場)できませんので、予めご了承ください。
- ・オンライン定員(1000名)を超える場合、登録ができません。予めご了承ください。

後援 日本弁護士連合会 (予定)

お問合せ先

大阪弁護士会 企画部企画二課 TEL:06-6364-1371

【平日 午前9時~午後5時(正午~午後12時45分を除く)】

大阪弁護士会
マスコットキャラクター
リーガリュー



ACCESS

- ・京阪中之島線「なにわ橋駅」下車 出口1から徒歩約5分
- ・地下鉄・京阪本線「淀屋橋駅」下車 1号出口から徒歩約10分
- ・地下鉄・京阪本線「北浜駅」下車 26号階段から徒歩約7分
- ・JR東西線「北新地駅」下車 徒歩約15分